

「おいしさ しあわせ 創造企業」

第48期 定時株主総会招集ご通知

日本KFCホールディングス株式会社*KFC Holdings Japan, Ltd.*開催
日時**平成29年6月27日(火曜日)**
午前10時(受付開始:午前9時)開催
場所神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル
宴会棟(3階)「鳳翔の間」**決議事項**

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
5名選任の件
- 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の
額および内容決定の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

■ 目次

第48期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告書	29
株主総会参考書類	32

開催場所が前年と異なっておりますので、
お間違いのないようお気をつけください。

株主総会にご出席の株主の皆様へ
お土産・懇親会のご用意はございません。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには日頃より当社の活動に対し、多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たち日本KFCホールディングスグループは、「誰にも真似のできないおいしさとサービスでお客様をしあわせにしたい」と願い、どんな努力も惜しまなかったカーネル・サンダースの信念と情熱を受け継ぎ、「おいしさ、しあわせ創造企業」を企業理念に掲げて、安全・安心な手づくりの商品を、心を込めたサービスと共に提供してまいりました。

私たちはこれからもこの志を守り、商品を通じて思わず笑顔になるようなおいしさを、ワクワクするような楽しさを社会にお届けしていきたいと考えております。

すべてのお客様に「入ってみたい」「あつてよかった」「また来たい」と思ってもらえる店づくり、働く仲間にとって「楽しく」「自信を持って大事な人におすすめできる」ブランドとなるため、常にお客様の目線に立った店舗運営をめざしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き当社グループの活動にご期待いただくとともに、ご支援・ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 **近藤 正樹**

証券コード 9873
平成29年6月9日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号
日本KFCホールディングス株式会社
代表取締役社長 近藤正樹

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁に記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成29年6月26日（月曜日）午後6時15分**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル宴会棟（3階）「鳳翔の間」

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
 - 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
 - 第4号議案 取締役賞与支給の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

（次頁【議決権行使についてのご案内】をご参照ください）

以 上

インターネットの開示について

本招集ご通知の添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査等委員会の監査対象となっております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書類による郵送または当社ホームページにおいて掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内



1. 株主総会へのご出席

株主総会日時

平成29年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



2. 郵送によるご行使

行使期限

平成29年6月26日（月曜日）午後6時15分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返却ください。



3. インターネットによるご行使

行使期限

平成29年6月26日（月曜日）午後6時15分入力

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト：<http://www.evote.jp/>

▶ インターネットによる議決権ご行使の詳細につきましては4頁をご参照ください。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は修正後の事項を当社ホームページ（<http://japan.kfc.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産・懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

行使期限：平成29年6月26日（月曜日）午後6時15分入力

1 議決権行使サイトにアクセスします

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

▶ 議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>



2 ログイン画面

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



● これでログインが完了です。以降、画面のガイダンスに沿ってお進みください。

- ※ 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）



0120-173-027（通話料無料）

受付時間 月曜日～金曜日（休日除く）午前9時から午後9時まで

I 当社グループの現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

(1) 事業の状況

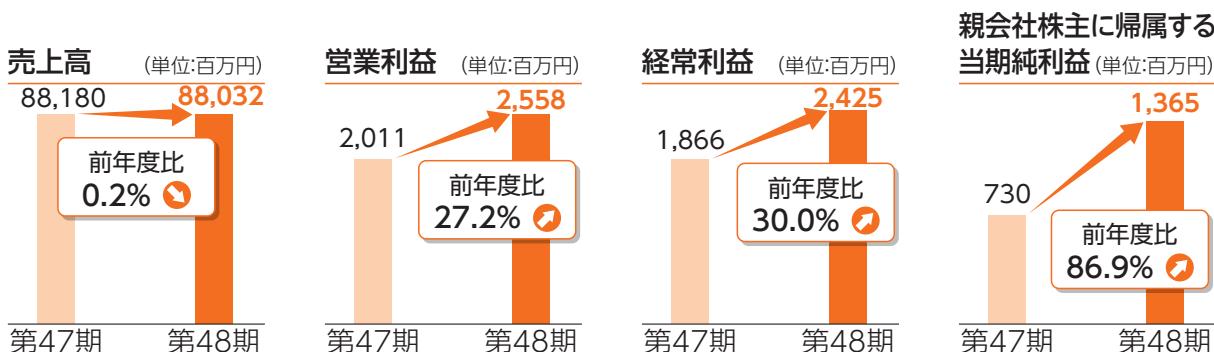
当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策等の効果もあり企業収益や雇用環境に改善の兆しが見られるものの、個人消費におきましては依然として先行き不透明な状況が続き、お客様の目はより厳しさを増しております。

外食業界におきましても、労働力不足に伴う人件費や配送費の高騰、小売業との垣根を超えた激しい顧客獲得競争にさらされており、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループにおきましては、「おいしさ、しあわせ創造企業」を経営理念に掲げ、2015年度に策定した中期経営計画『Building The Future2017』に沿って着実な成長に向けて取り組みました。

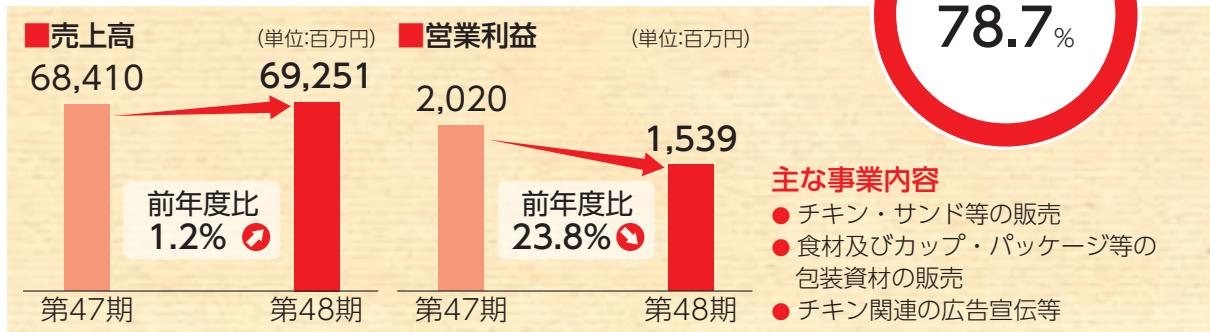
「原材料・素材・手づくり調理へのこだわり」「商品開発力の強化」「現場力のさらなる強化」の3つを基本方針とし、お客様や立地のニーズに合わせた新業態店舗の開発、健康志向・少子高齢化・個食化等に対応するためのメニューの開発及び経費の最適化を行い、さらなる成長に向けた施策を実行いたしました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は880億3千2百万円（対前連結会計年度比0.2%減）、営業利益は25億5千8百万円（同27.2%増）、経常利益は24億2千5百万円（同30.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億6千5百万円（同86.9%増）となりました。





KFC事業

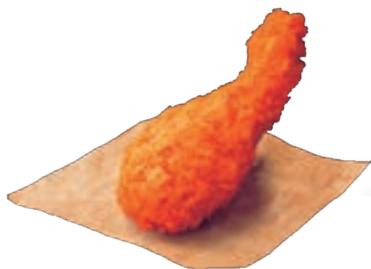


当連結会計年度は、「やっぱり、ケンタッキー」をスローガンに、チキンは全て「国内産」であることを訴求し続け、“店内で手づくり”という価値を強みとして活動してまいりました。

商品につきましては、基幹商品である「オリジナルチキン」の販売をベースとして、季節定番商品である「レッドホットチキン」、新商品として「やみつき醤油だれチキン」、国産生野菜を使用した「野菜たっぷりツイスター」が大変ご好評をいただきました。

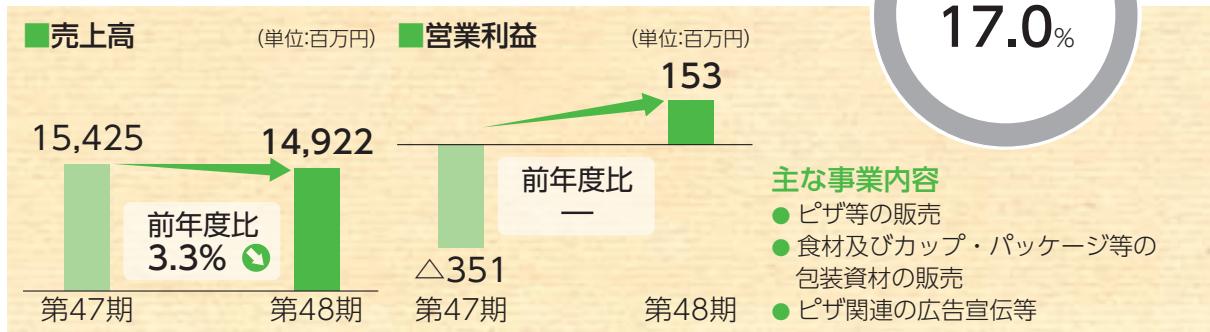
この他にも地域密着の活動にも注力し、キッズ・スクール（調理体験）の実施、スポーツ大会への協賛、KFCファンとの交流を図るタウンミーティングの開催などの活動も実施いたしました。

これらの結果、当連結会計年度のKFC事業の業績は、売上高692億5千1百万円（対前連結会計年度比1.2%増）、営業利益はブランド力向上に向けた店舗改装の積極的实施などにより15億3千9百万円（同23.8%減）となりました。





ピザハット事業

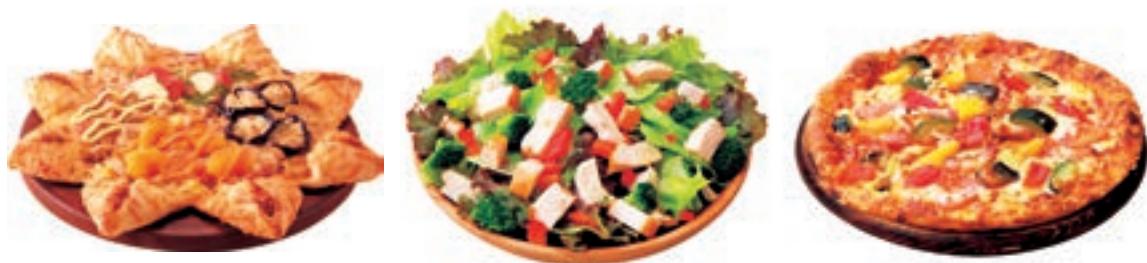


当連結会計年度は、「おいしさ、もっと！」をスローガンに、ピザ生地独自性を持たせ、KFC同様“店内で手づくり”という価値を強みとして活動してまいりました。

店舗展開につきましては、これまでに引き続き、視認性の良い立地への店舗移設を加速化、テイクアウト専門店の出店、宅配・テイクアウト・イートインを併設したファストカジュアル型店舗の出店を行い、多くのお客様にご利用いただいております。

商品につきましては、花形や星形の見た目においてもワクワクするピザの開発や、通常のピザ生地より50%糖質を制限させた「糖質を抑えたピザ」を開発し、大変ご好評をいただきました。

これらの結果、当連結会計年度のピザハット事業の業績は、売上高149億2千2百万円（対前連結会計年度比3.3%減）、営業利益は1億5千3百万円（前連結会計年度は営業損失3億5千1百万円）となりました。



その他事業

当連結会計年度は、ビュッフェ・スタイルのイタリアンレストラン「ピザハット・ナチュラル」を1店舗展開していましたが、2016年5月31日の営業をもちまして閉店、同年12月に同ブランドを運営していた子会社のナチュラル・ダイニング株式会社の解散を決議いたしました。これまでの営業で培った経営ノウハウは、今後既存ブランドの店舗運営に反映させてまいります。

セグメント構成としましては、持株会社であり各事業会社の業務受託や経営指導を行っている日本KFCホールディングス株式会社及び各事業会社の広告宣伝関連を取り扱う子会社である株式会社ケイ・アド、ピザハット・ナチュラルを運営していたナチュラル・ダイニング株式会社の売上高・セグメント損益に関して、その他事業セグメントとして記載しております。

これらの結果、当連結会計年度のその他事業の業績は、売上高116億5千4百万円（対前連結会計年度比6.0%減）、営業利益は9億1千3百万円（同281.3%増）となりました。

● 店舗展開

KFC事業・ピザハット事業ともに、顧客のニーズや立地に合わせた店舗開発を進める一方で、特にKFC事業においては立地や客層に合わせた新業態店舗を展開し、昼間はコーヒー・スイーツを取り揃えたカフェとして、夜間はビール・カクテル・ワインなどアルコールメニューを提供する「バル形式」店舗の展開、また既存店舗の改装も積極的に実施し、快適な店舗空間を提供するための店舗設備の改善等に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度末のチェーン全体の店舗数は、KFC1,149店（対前連結会計年度比5店増）、ピザハット370店（同2店増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、KFC店舗（新店・改装他）19億8千5百万円、ピザハット店舗（新店・改装他）4億1百万円及びコンピュータ関連3億7千5百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。設備投資資金は、自己資金で賅っております。

(4) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

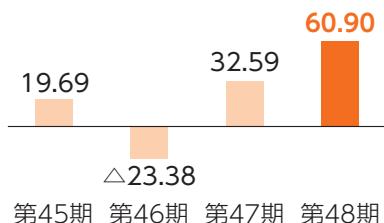
当社グループの財産及び損益の状況

区分	第45期 (平成26年3月期)	第46期 (平成27年3月期)	第47期 (平成28年3月期)	第48期 (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	83,436	84,605	88,180	88,032
経常利益 (百万円)	1,856	667	1,866	2,425
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	441	△524	730	1,365
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	19.69	△23.38	32.59	60.90
総資産額 (百万円)	37,984	38,418	39,292	39,484
純資産額 (百万円)	22,497	21,219	20,904	21,178
1株当たり純資産額 (円)	1,002.93	946.18	932.24	944.43

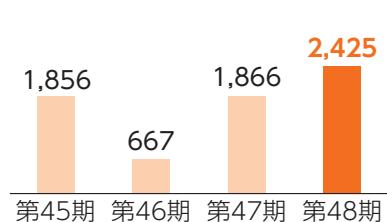
売上高 (単位:百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位:円)



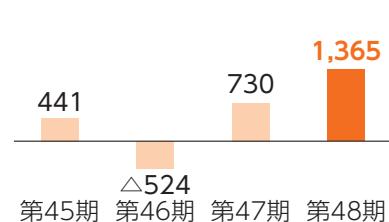
経常利益 (単位:百万円)



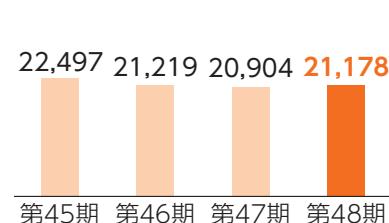
総資産額 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位:百万円)



純資産額 (単位:百万円)



(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。なお、潜在的に希薄化効果のある株式はありません。

3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社	100百万円	100.0	ケンタッキーフライドチキン店舗の運営
日本ピザハット株式会社	100百万円	100.0	ピザハット店舗の運営
株式会社ケイ・アド	10百万円	100.0	広告事業の運営・取次ぎ
ケイ・フーズ株式会社	1百万円	100.0	ケンタッキーフライドチキン店舗の運営
フェニックス・フーズ株式会社	1百万円	100.0	ピザハット店舗の運営
Fast Restaurant International Pte. Ltd.	840百万円	100.0	投資持株会社

(注) ナチュラル・ダイニング株式会社(資本金100百万円/当社の出資比率100.0%)は、2016年12月15日に解散を決議いたしました。

4. 対処すべき課題

次期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、緩やかな景気回復が期待されるものの、消費者物価の上昇や国内外景気の下振れリスクなどへの懸念もあり、依然として先行き不透明な状況下にあります。

こうした環境の下、主力のKFC事業におきましては、現在のチキンの分野での強みによる差別化戦略を継続・強化する一方で、新商品投入やより効果的なマーケティング活動の実行に加え、基盤強化にむけた新規出店や既存店舗の積極的な改装にも取り組んでまいります。また、立地毎の顧客ニーズの把握とそのニーズに適合した業態開発・サービスの提供を実行致します。市場の変化に対応することでお客様に各地域にて想起・支持されるブランドを目指します。

さらには、平成30年3月期を最終年度として取り組んでいる中期経営計画に掲げたM&Aや事業提携の推進による国内外成長市場の獲得、既存ブランドの海外展開など、これまでに培ってきた経営ノウハウや経営資源を積極的に活用し事業の拡大を図るとともに、ポートフォリオの入替による資産効率の改善といった課題にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業の内容

フライドチキン及びピザを主力とするファストフード・レストラン・チェーンの経営が中心となっております。

その店舗展開は、直営店は関東関西地域を中心に481店舗（KFC326店舗、ピザハット155店舗）、またフランチャイズ店は北海道地域から沖縄地域まで全国に1,038店舗（KFC823店舗、ピザハット215店舗）の合計1,519店舗となっております。

6. 主要な事業所及び店舗

(1) 当社の主要な事業所の状況

本社	神奈川県横浜市
関西オフィス	大阪府大阪市

(2) 子会社の事業所

日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社	神奈川県横浜市
日本ピザハット株式会社	神奈川県横浜市
株式会社ケイ・アド	神奈川県横浜市
ケイ・フーズ株式会社	大阪府大阪市
フェニックス・フーズ株式会社	神奈川県横浜市
Fast Restaurant International Pte. Ltd.	シンガポール共和国

7. 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減	平均臨時従業員数
1,063名	15名増	3,373名

② 当社の従業員の状況

	当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	956名	64名減	37.2才	13.8年

(注) 従業員数は社員を対象としたもので、執行役員5名、嘱託・顧問3名、契約社員59名、受入出向社員8名、派遣出向社員28名、臨時従業員は含んでおりません。

8. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	80

(注) 連結子会社である日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社による借入であります。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 49,953,000株
2. 発行済株式の総数 22,783,000株
(うち、自己株式数 358,919株)
3. 株主数 24,655名
4. 大株主 (上位10名)

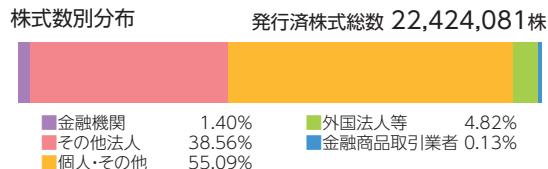
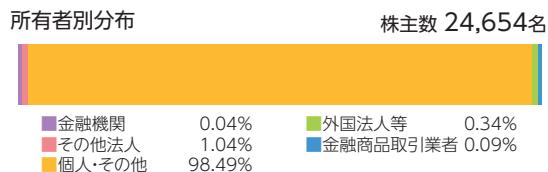
株主名	持株数 千株	持株比率 %
三菱商事株式会社	7,875	35.12
日本KFCホールディングス フランチャイズオーナー持株会	278	1.24
JP MORGAN CHASE BANK 385151	148	0.66
明治安田生命保険相互会社	110	0.49
MSCO CUSTOMER SECURITIES	99	0.44
キューピー株式会社	67	0.29
東京海上日動火災保険株式会社	66	0.29
日本KFCホールディングス 従業員持株会	58	0.26
株式会社ニチレイフーズ	58	0.25
マルハニチロ株式会社	56	0.25

(注) 1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数(22,424,081株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2.自己株式は上記大株主から除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

● 株主分布状況 (ご参考)



Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 (平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤 正 樹	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社代表取締役社長兼日本ピザハット株式会社取締役兼Fast Restaurant International Pte. Ltd.取締役
取締役専務執行役員	野間 治	CFO兼コーポレート本部長兼ガバナンス本部長兼日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役兼日本ピザハット株式会社取締役兼Fast Restaurant International Pte. Ltd.取締役
取締役常務執行役員	細見 薫	日本ピザハット株式会社代表取締役社長兼日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役
取締役執行役員	岡部 勇次	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役執行役員営業本部長
取締役	若林 真	三菱商事株式会社リテイル本部食品リテイル部長
取締役(監査等委員)	鈴木 康夫	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社監査役兼日本ピザハット株式会社監査役
取締役(監査等委員)	大島 仁志	公益財団法人民際センター理事兼公益財団法人三菱商事復興支援財団理事
取締役(監査等委員)	砂川 佳子	砂川公認会計士事務所代表兼税理士法人アンサーズトラスト社員兼公益社団法人日本化学療法学会監事

- (注) 1. 取締役若林真氏、鈴木康夫氏、大島仁志氏及び砂川佳子氏は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外取締役であります。
2. 社外取締役若林真氏は、三菱商事株式会社において食品関連の業務に従事し、外食業界に精通しているとともに、株式会社シージージャパンにおいて経営企画室長・常務取締役管理本部長を歴任するなど、企業経営に関する幅広い知見を有するものであります。
3. 監査等委員である社外取締役鈴木康夫氏は、三菱商事株式会社において、海外事業子会社経営並びに内部統制・内部監査に長年携わっており、事業経営、財務経理、内部統制、内部監査に幅広い知識を有するものであります。
4. 監査等委員である社外取締役大島仁志氏は、キリンビールホールディングス株式会社常勤監査役や公益財団法人民際センター理事を歴任するなど、食品事業分野の専門的な知識及び経済に関する幅広い見識を有しております。
5. 監査等委員である社外取締役砂川佳子氏は、公認会計士・税理士として培われた会計監査、財務・内部統制に関する専門的知識を有するものであります。
6. 監査等委員である社外取締役鈴木康夫氏、大島仁志氏及び砂川佳子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

7. 事業及び経営に関する情報や社内出身の取締役候補者の適格性に関する情報の収集において効率性・実効性が高いことや、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証すること等により監査の実効性が高められると考えたため、鈴木康夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
8. 監査役由布節子氏は、平成28年6月17日開催の第47期定時株主総会にて任期満了により退任いたしました。
9. 監査役伊藤和雄氏は、平成28年6月17日開催の第47期定時株主総会にて任期満了により退任いたしました。なお在任期間中において三菱商事株式会社生活産業グループ管理部長を兼務しておりました。

2. 責任限定契約について

当社は、社外取締役（非業務執行取締役）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当該定款に基づき責任限定契約を締結しております。賠償責任限度額は金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6人 (2人)	140百万円 (2百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 (3人)	26百万円 (26百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3人 (3人)	7百万円 (7百万円)
合 計	12人	174百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月17日開催の第47期定時株主総会決議にて年額200百万円以内と決議をいただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月17日開催の第47期定時株主総会決議にて年額50百万円以内と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成28年2月27日開催の第21期定時株主総会決議にて年額50百万円以内と決議をいただいております。
4. 報酬等の額には、役員賞与引当金31百万円（取締役4名）が含まれております。
5. 鈴木康夫氏は第47期定時株主総会において監査役を退任した後、取締役（監査等委員）に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役（監査等委員）期間は取締役（社外監査等委員）に含めて記載しております。
6. 大島仁志氏は第47期定時株主総会において取締役（社外取締役）を退任した後、取締役（監査等委員）に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役（社外取締役）に、取締役（監査等委員）期間は取締役（社外監査等委員）に含めて記載しております。
7. 上記報酬額には平成28年6月17日付にて任期満了により退任した2名を含めて記載しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の社外役員の兼務状況

社外役員の兼務先と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 主な活動状況

氏名	地位	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査等委員会	
若林 真	社外取締役	86% 6回/7回中	—	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、企業経営に関する幅広い見識や食品関連事業における豊富な経験と実績などを活かし、当社の議案・審議等に有用な発言を適宜行っております。
鈴木 康夫	社外取締役 (監査等委員)	100% 9回/9回中	100% 7回/7回中	当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回、監査役会2回のうち2回、監査等委員会7回のうち7回に出席致しました。 また、社内の重要な会議・委員会等にも出席し、中立的かつ客観的な観点から当社の内部統制システムの構築・維持について、提言や意見表明を行っております。
大島 仁志	社外取締役 (監査等委員)	100% 9回/9回中	100% 7回/7回中	当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回、監査等委員会7回のうち7回に出席致しました。 企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言や意見表明を行っております。
砂川 佳子	社外取締役 (監査等委員)	100% 7回/7回中	100% 7回/7回中	当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回、監査等委員会7回のうち7回に出席致しました。 公認会計士・税理士資格を有しており、内部統制システムや会計に関する高い見識に基づき、専門的見地から提言や意見表明を行っております。

(注) 社外取締役若林真氏及び社外取締役（監査等委員）砂川佳子氏につきましては、平成28年6月17日就任後の状況を記載しております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額の合計額	42百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

当社は、非監査業務として、監査等委員会に関するアドバイザーサービスに係る助言・指導業務等を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は会計監査人の職務の執行に支障がある場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する決定を行う方針であります。

VI 会社の体制及び方針

当社及びグループ子会社は、法令・定款に適合し、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めております。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 効率的な職務遂行

当社及びグループ子会社は、経営の基本方針を示し、具体的な経営目標を定めると共に、経営計画を策定して効率的に目標の達成にあたっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規定に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めると共に、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的を受け、業務の適正性を確認しております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、周知徹底を図っています。コンプライアンスを推進するために、コンプライアンス・オフィサーを統括者とする社内横断的な体制を構築すると共に、各種法令に関する研修の実施など、当社及びグループ子会社全体で共通の予防・是正措置を講じています。コンプライアンスに係る状況については、当社及びグループ子会社における各組織から報告を受ける体制のほか、内部通報の制度も設けており、これらを通じ課題の把握と情報共有を行い、取締役会へも定期的に報告を行っております。

(3) リスク管理

職務遂行に伴うリスクについては、コンプライアンスリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等、様々なリスクの類型を定めています。新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めて対応します。当社及びグループ子会社における個別案件の取り組みにおいては、当社担当部局のリスク統括責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、当社及びグループ子会社としての全体的なリスク状況を把握し、必要に応じて見直しの上、適切な管理を行っています。また、リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、グループ全体で情報共有に努めております。

(4) 財務報告

財務諸表の適正且つ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、グループ戦略会議やG E C（グループ・エグゼクティブ・コミッティ）での討議・確認を経て開示しております。財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統括活動の推進、モニタリングの実施などを行い、内部統制の有効性確保のための取り組みを連結ベースで進めております。

(5) 情報の管理・保存

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理を行うと共に、執行部門の連絡会議やグループ全体にて報告するなど情報の共有化に努めています。管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。定めのない情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しております。

(6) 連結経営における業務の適正確保

当社及びグループ子会社ごとに管理担当部局を定め、毎年各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、さらに、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題についても把握に努めています。子会社・関連会社に対しては、役員派遣、合併契約締結、議決権行使などを通じて、業務の適正確保を図るほか、各社が持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しております。

(7) 監査、モニタリング

取締役及び使用人は監査等委員の監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するよう努めております。当社及びグループ子会社の代表取締役社長は、監査等委員と会議等を通じて定期的な意見交換を行っております。また、各組織の職務遂行をより客観的に点検及び評価するために内部監査組織を設置し、定期的に監査を行っております。

(8) 監査等委員会

監査等委員は、当社及びグループ子会社の取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役（監査等委員である取締役を除く）・使用人等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、取締役（監査等委員である取締役を除く）・使用人等はこれに協力しています。一定額の損失発生や重大な問題が発生するおそれがある場合は、当社及び当社グループの担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、監査等委員会に報告しています。さらに、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合及びコンプライアンス違反事項を認識した場合、監査等委員会に報告を行います。その際、使用人の監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇を行うことを禁じます。当社及び当社グループ子会社は、監査等委員会が必要と認めるときは監査等委員会の監査を支える弁護士・公認会計士などの外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとします。

なお、監査等委員会の監査の実効性を高めるために、監査等委員会の職務遂行を補助する組織を設置し、監査等委員会の指示による調査の権限を認めるほか、職務補助者の評価・異動などの人事に際しては、監査等委員会が行うなど独立性の確保に留意しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否しこれらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。当社は従来より社内窓口部署を設置し、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

(1) 効率的な職務遂行

当社及びグループ子会社では、組織再編を実施し、持株会社と事業会社にて業務が関連する部署を集約し、業務連携の強化と意思決定の迅速化を図りました。さらには、監査等委員会設置会社への移行に伴い、職務業務分掌規程や取締役会への上程基準といった社内規程を整備致しました。なお、経営の重要事項については、GECや取締役会に付議し、適法性及び妥当性を確認しております。子会社については、当社取締役が重要会議に出席し、リスク管理の徹底や効率的な業務遂行を図るよう必要に応じて助言を行っております。

(2) コンプライアンス

当社では、コンプライアンス及びコーポレートガバナンスの強化を目的に法務室（現 法務部）を設置し、当社及びグループ子会社の役職員に対してコンプライアンスセミナーを開催して啓蒙活動を行うほか、取引先との契約状況の把握や従業員に対して各種法令に対する研修を実施致しました。内部通報体制については従業員相談センターにて対応しておりますが、さらなる強化に向け、2017年度中に弁護士を起用し、社外窓口を設置する予定です。

(3) リスク管理

リスク管理に関しては、規程や基準、マニュアルなどの周知徹底を図り、未然防止や回避する為の情報を共有しております。なお、リスクが発生した際には、チーフ・リスクマネジメント・オフィサー主導の下、リスクマネジメント事務局（現 危機対策本部事務局）中心となって速やかに責任部局を設け対応致します。リスクに対して日頃より適切な状況把握や事態の早期解決が図れるように対応策や課題を明確化しております。

(4) 財務報告

財務諸表の法令及び会計基準に適合した適切な開示については、会計責任者及びIR担当部署を設置し、法令及び会計基準に沿った財務諸表を作成し、GEC及び取締役会にて討議・確認を行い開示しております。また、財務報告に係る内部統制については、グループ監査部にてモニタリングを行っており、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施しております。

(5) 情報の管理・保存

株主総会議事録や取締役会議事録、GEC議事録などの重要文書は法令に則り、適切に管理しております。会社が定める重要情報についてはインサイダー化を行い、情報管理の徹底を図っております。また、情報の不正使用や漏洩を防ぐべく、情報セキュリティー対策やインフラ整備を推進しております。さらに、従業員に対しては、情報セキュリティーの理解を深める為、e-ラーニングによる研修を実施致しました。

(6) 連結経営における業務の適正確保

当社は、連結経営における業務の適正性確保の為、当社の管理担当部局においてグループ子会社の業績、経営効率を定量的に把握するとともに、コンプライアンスやリスクマネジメント等の状況把握に努めております。また、子会社に対して役員派遣や経営指導を行い業務の適正性を確保しております。

(7) 監査、モニタリング

当社は、監査等委員監査の環境整備の為、監査等委員会事務局を設置するほか、監査等委員会の直轄部門としたグループ監査部と連携し、情報収集に努めております。グループ監査部は、内部監査を実施した各組織の職務遂行を客観的に点検及び評価し、監査等委員に対して定期的に内部監査状況の報告を行っております。

(8) 監査等委員会

監査等委員は、社内における重要会議に出席し意見を述べると共に、取締役・使用人・会計監査人との対話や社外での会議にて情報収集・調査に努めております。また、監査等委員は、当社に重大な損失や問題の発生する恐れがある場合、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられるよう体制を整備しております。なお、監査等委員会事務局及び内部通報者に対し、その業務遂行や内部通報を理由に処遇、評価に不利益が発生しないよう規程に定めることで監査等委員会の独立性を担保すると共に内部通報制度の実効性を確保しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ子会社は、反社会的勢力排除に向け、規程の整備を行うと共に取引先との契約書内に反社会的勢力排除に関する条項の記載を徹底しております。また、警察などの外部機関とも信頼関係の構築に努め、社内体制の整備強化に努めております。さらに、役職員行動規範を周知させ、コンプライアンス意識の浸透に努めました。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第47期 (ご参考) (平成28年3月現在)	第48期 (平成29年3月現在)
資産の部		
流動資産	21,390	20,721
現金及び預金	15,339	14,571
売掛金	3,960	4,076
商品	575	365
原材料及び貯蔵品	122	85
前払費用	395	452
短期貸付金	5	3
繰延税金資産	367	476
その他	728	760
貸倒引当金	△105	△69
固定資産	17,902	18,762
有形固定資産	7,178	8,506
建物	1,955	3,665
機械装置及び運搬具	241	418
工具、器具及び備品	564	647
土地	2,242	2,242
リース資産	1,886	1,522
建設仮勘定	288	11
無形固定資産	2,828	2,206
のれん	5	4
ソフトウェア	2,662	2,178
ソフトウェア仮勘定	159	23
施設利用権	1	－
その他	0	0
投資その他の資産	7,894	8,049
投資有価証券	298	1,098
出資金	0	0
長期貸付金	5	3
破産更生債権等	51	49
長期前払費用	331	321
差入保証金	5,034	5,243
繰延税金資産	1,611	1,403
その他	1,120	36
貸倒引当金	△560	△107
資産合計	39,292	39,484

科目	第47期 (ご参考) (平成28年3月現在)	第48期 (平成29年3月現在)
負債の部		
流動負債	13,070	13,033
買掛金	6,232	5,824
短期借入金	－	80
未払金	4,162	4,184
リース債務	531	538
預り金	213	269
未払費用	354	312
前受収益	156	163
未払法人税等	486	436
未払消費税等	307	446
賞与引当金	486	562
役員賞与引当金	12	31
資産除去債務	92	146
その他	34	36
固定負債	5,317	5,272
リース債務	1,533	1,142
ポイント引当金	33	25
退職給付に係る負債	2,415	2,415
長期未払金	57	12
預り保証金	283	264
資産除去債務	809	1,105
その他	184	306
負債合計	18,387	18,305
純資産の部		
株主資本	20,825	21,070
資本金	7,297	7,297
資本剰余金	10,430	10,430
利益剰余金	3,837	4,082
自己株式	△739	△739
その他の包括利益累計額	79	108
その他有価証券評価差額金	127	116
為替換算調整勘定	－	△0
退職給付に係る調整累計額	△48	△7
純資産合計	20,904	21,178
負債純資産合計	39,292	39,484

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第47期 (ご参考)	第48期
	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売上高	88,180	88,032
売上原価	48,816	48,144
売上総利益	39,364	39,887
販売費及び一般管理費	37,352	37,328
営業利益	2,011	2,558
営業外収益	170	184
受取利息	2	0
受取配当金	3	4
受取賃貸料	148	161
その他	16	17
営業外費用	315	317
支払利息	43	37
賃貸費用	161	169
店舗改装等固定資産除却損	17	23
リース解約損	42	8
持分法による投資損失	－	16
その他	49	62
経常利益	1,866	2,425
特別利益	425	67
店舗譲渡益	218	64
固定資産売却益	207	2
特別損失	816	163
固定資産除却損	55	34
固定資産売却損	－	2
店舗閉鎖損失	69	－
減損損失	243	125
貸倒引当金繰入額	448	－
税金等調整前当期純利益	1,475	2,330
法人税、住民税及び事業税	824	878
法人税等調整額	△80	85
当期純利益	730	1,365
親会社株主に帰属する当期純利益	730	1,365

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,297	10,430	3,837	△739	20,825
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△1,121	－	△1,121
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,365	－	1,365
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	244	△0	244
当期末残高	7,297	10,430	4,082	△739	21,070

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	127	－	△48	79	20,904
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,121
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	1,365
自己株式の取得	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△10	△0	40	28	28
当期変動額合計	△10	△0	40	28	273
当期末残高	116	△0	△7	108	21,178

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第47期 (ご参考) (平成28年3月現在)	第48期 (平成29年3月現在)
資産の部		
流動資産	6,459	10,010
現金及び預金	5,253	8,205
貯蔵品	3	4
前払費用	29	66
未収入金	485	324
短期貸付金	5	3
関係会社短期貸付金	600	1,300
繰延税金資産	82	104
その他	0	1
貸倒引当金	△0	△1
固定資産	17,461	13,663
有形固定資産	2,663	3,346
建物	205	850
機械装置	0	—
工具、器具及び備品	64	169
土地	2,242	2,242
リース資産	59	82
建設仮勘定	89	—
無形固定資産	1,093	684
ソフトウェア	955	660
ソフトウェア仮勘定	138	23
投資その他の資産	13,705	9,632
投資有価証券	298	282
関係会社株式	11,462	5,302
出資金	0	0
長期貸付金	5	3
関係会社長期貸付金	399	2,000
破産更生債権等	49	47
長期前払費用	5	0
差入保証金	415	661
会員権	40	29
繰延税金資産	1,473	1,350
その他	4	3
貸倒引当金	△449	△49
資産合計	23,921	23,673

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	第47期 (ご参考) (平成28年3月現在)	第48期 (平成29年3月現在)
負債の部		
流動負債	1,394	1,275
未払金	686	601
リース債務	27	16
預り金	49	44
未払費用	24	27
前受収益	21	21
未払法人税等	305	286
未払消費税等	75	6
賞与引当金	104	94
役員賞与引当金	12	25
資産除去債務	83	146
その他	3	3
固定負債	2,534	2,940
リース債務	38	76
退職給付引当金	2,343	2,402
長期未払金	47	7
預り保証金	99	97
資産除去債務	4	262
その他	—	92
負債合計	3,929	4,216
純資産の部		
株主資本	19,865	19,340
資本金	7,297	7,297
資本剰余金	10,430	10,430
資本準備金	1,000	1,000
その他資本剰余金	9,430	9,430
利益剰余金	2,877	2,353
利益準備金	1,224	1,224
その他利益剰余金	1,652	1,128
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	△1,347	△1,871
自己株式	△739	△739
評価・換算差額等	127	116
その他有価証券評価差額金	127	116
純資産合計	19,992	19,457
負債純資産合計	23,921	23,673

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第47期 (ご参考)	第48期
	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売上高	5,029	4,783
販売費及び一般管理費	4,619	3,870
営業利益	409	913
営業外収益	445	490
受取利息	10	52
受取配当金	3	4
受取賃貸料	416	417
その他	15	16
営業外費用	320	330
支払利息	1	1
賃貸費用	308	312
リース解約損	-	6
その他	9	11
経常利益	534	1,073
特別利益	205	1
固定資産売却益	205	1
特別損失	140	22
固定資産除却損	9	22
減損損失	20	-
店舗閉鎖損失	16	-
子会社株式評価損	94	-
税引前当期純利益	599	1,052
法人税、住民税及び事業税	267	350
法人税等調整額	△146	105
当期純利益	478	596

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,297	1,000	9,430	10,430	1,224	3,000	△1,347	2,877
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△1,121	△1,121
当期純利益	-	-	-	-	-	-	596	596
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の 項目の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△524	△524
当期末残高	7,297	1,000	9,430	10,430	1,224	3,000	△1,871	2,353

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△739	19,865	127	127	19,992
当期変動額					
剰余金の配当	-	△1,121	-	-	△1,121
当期純利益	-	596	-	-	596
自己株式の取得	△0	△0	-	-	△0
株主資本以外の 項目の変動額（純額）	-	-	△10	△10	△10
当期変動額合計	-	△524	△10	△10	△535
当期末残高	△739	19,340	116	116	19,457

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月5日

日本K F Cホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳川 洋満 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本K F Cホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本K F Cホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月5日

日本KFCホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳川 洋満 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本KFCホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

平成29年5月9日

日本KFCホールディングス株式会社
代表取締役社長 近藤正樹 殿

日本KFCホールディングス株式会社 監査等委員会
取締役監査等委員(委員長) 大島仁志 ㊦
取締役監査等委員(常勤) 鈴木康夫 ㊦
取締役監査等委員 砂川佳子 ㊦

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 取締役監査等委員の大島仁志、鈴木康夫及び砂川佳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置づけ、そのためにも持続的且つ安定的な成長をめざしております。今後新たな成長につながる戦略投資に資金を充当するため、業績及び財務状況を勘案し、当期期末配当は下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式1株につき普通配当金 25円

総額 560,602,025円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者に関する事項は、33頁から36頁のとおりであります。

候補者番号

1

こんどう
近藤

まさき
正樹

再任



生年月日

昭和30年1月5日生

所有する当社株式の数

8,355 株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 昭和 53年 4月 三菱商事株式会社入社
- 昭和 60年 5月 コロンビア三菱商事会社
- 平成 13年 4月 三菱商事株式会社食品本部コーヒーユニットマネージャー
- 平成 16年 4月 三菱商事株式会社食品本部付（戦略企画室長）
- 平成 20年 4月 伯国（ブラジル）三菱商事会社社長
- 平成 25年 4月 三菱商事株式会社生活産業グループCEO補佐（人事担当）
- 平成 26年 6月 当社代表取締役社長（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社代表取締役社長（兼）株式会社フェニックス（現日本ピザハット株式会社）取締役（兼）ナチュラル・ダイニング株式会社取締役
- 平成 29年 6月 当社代表取締役社長【現任】（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社代表取締役社長【現任】（兼）Fast Restaurant International Pte. Ltd.取締役【現任】（兼）Bamboo (Thailand) Holding Pte. Ltd.取締役【現任】

取締役候補者とした理由

ブラジル三菱商事会社社長及び三菱商事株式会社生活産業グループCEO補佐を歴任するとともに当社代表取締役社長を歴任するなど、企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社の継続的な成長及び迅速な意思決定を図ることが出来ると判断した為、引き続き取締役候補者と致しました。

候補者番号

2

きんばら

金原

しゅんいちろう

俊一郎

新任



生年月日

昭和34年4月6日生

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 57年 4月 三菱商事株式会社入社
 平成 14年 2月 米国三菱商社会社財務経理部
 平成 20年 2月 三菱商事株式会社トレジャラーオフィス コーポレートファイナンス・M&A室長
 平成 23年 4月 三菱商事株式会社財務開発部長
 平成 26年 4月 三菱商事株式会社財務部長（兼）三菱商事フィナンシャルサービス株式会社非常勤監査役
 平成 27年 4月 三菱商事株式会社理事財務部長（兼）三菱商事フィナンシャルサービス株式会社非常勤監査役
 平成 29年 4月 三菱商事株式会社理事財務部長【現任】（兼）三菱商事フィナンシャルサービス株式会社非常勤取締役【現任】

取締役候補者とした理由

三菱商事株式会社財務部長及び三菱商事フィナンシャルサービス株式会社非常勤監査役を歴任するなど、財務経理や企業監督に関する幅広い見識を有しているとともに、M&A事業にも豊富な経験と実績を有しております。当社の業務執行監督機能の充実と更なる成長を図ることが出来ると判断した為です。

候補者番号

3

おかべ

岡部

ゆうじ

勇次

再任



生年月日

昭和34年9月25日生

所有する当社株式の数

338株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 57年 4月 当社入社
 平成 23年 4月 当社KFC直営営業ユニットゼネラルマネージャー
 平成 25年 4月 当社KFC直営営業ユニット執行役員
 平成 27年 4月 当社執行役員（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社執行役員営業統括
 平成 28年 4月 当社執行役員（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社執行役員営業本部長
 平成 28年 6月 当社取締役執行役員【現任】（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社取締役執行役員営業本部長【現任】

取締役候補者とした理由

入社以来営業業務に従事し、当社の事業内容、経営実態に関する豊富な経験と実績を有していることから、現場に即した経営判断力の強化を図ることが出来るものと判断した為、引き続き取締役候補者と致しました。

候補者番号

4

さ さ き

佐々木

としひこ

敏彦

新任



生年月日

昭和36年5月29日生

所有する当社株式の数

2,000 株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和 59年 4 月 当社入社

平成 24年 4 月 当社物流・購買部長

平成 27年 4 月 当社執行役員（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社執行役員直営営業本部長

平成 28年 4 月 当社執行役員関西オフィス長【現任】（兼）日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社執行役員営業本部西日本統括部長【現任】

取締役候補者とした理由

入社以来主に営業業務に従事し、物流・購買部長や関西オフィス長を歴任するなど、豊富な業務経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会における協議・検討の更なる活性化が出来るものと判断した為です。

候補者番号

5

むらた

村田

てつや

哲也

新任



生年月日

昭和44年10月11日生

所有する当社株式の数

一 株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成 4 年 4 月 三菱商事株式会社入社

平成 24年 3 月 株式会社ライフコーポレーション執行役員首都圏ストアサポート本部長

平成 25年 9 月 株式会社ライフコーポレーション執行役員首都圏ストア本部長

平成 27年 4 月 株式会社ライフコーポレーション上席執行役員首都圏営業本部副本部長（兼）首都圏ストア本部長

平成 28年 4 月 三菱商事株式会社生鮮品本部戦略企画室長【現任】

社外取締役候補者とした理由

三菱商事株式会社において食品流通関連の業務に従事し幅広い知見を有しているとともに、株式会社ライフコーポレーションにおいて執行役員を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験を活かすことにより、当社の経営力の強化を図ることが出来るものと判断した為です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村田哲也氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 村田哲也氏が取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任した場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれかの高い額となります。

第3号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度においては、当社の取締役等に対する役員報酬および当社の子会社である日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社および日本ピザハット株式会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）および執行役員（以下「対象子会社取締役等」という。また、当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

また、平成29年5月10日付で、当社とエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・シックス株式会社との間で、当社の子会社である日本ピザハット株式会社およびフェニックス・フーズ株式会社の株式譲渡契約を締結しており、平成29年6月12日に当該株式譲渡契約に基づいた株式譲渡を予定しております。予定どおりに株式譲渡が完了した場合には、本制度の対象から日本ピザハット株式会社を除くことと致します。

本制度の導入は、対象取締役等の報酬と、当社グループの業績および株主価値との連動性をより明確化し、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成28年6月17日開催の第47回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（年額2億円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる当社の取締役は4名（執行役員は1名）、対象子会社の取締役は0名（執行役員は3名）となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり）。

<p>①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者</p>	<p>(イ) 当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。） (ロ) 当社の執行役員（国外居住者を除く。） (ハ) 当社子会社日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。） (ニ) 当社子会社日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社の執行役員（国外居住者を除く。） (ホ) 当社子会社日本ピザハット株式会社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）（※1） (ヘ) 当社子会社日本ピザハット株式会社の執行役員（国外居住者を除く。）（※1） (※1) 平成29年5月10日付で、当社とエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・シックス株式会社との間で、当社の子会社である日本ピザハット株式会社およびフェニックス・フーズ株式会社の株式譲渡契約を締結しており、平成29年6月12日に当該株式譲渡契約に基づいた株式譲渡を予定しております（以下、「日本ピザハット株式会社株式の譲渡」という）。本株主総会開催日までに当該株式譲渡が完了した場合には、本制度の対象から上記（ホ）および（ヘ）を除くことと致します。</p>
<p>②対象会社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）</p>	<p>(イ) 3事業年度を対象として、合計127.5百万円（うち当社分82.4百万円）（※2） (ロ) ただし、本事業年度から開始する本制度については、4事業年度を対象として、合計170百万円（うち、当社分109.8百万円）（※3） (※2) 本株主総会開催日までに日本ピザハット株式会社株式の譲渡が完了した場合は、3事業年度を対象として、合計114.1百万円（うち当社分82.4百万円）となります。 (※3) 本株主総会開催日までに日本ピザハット株式会社株式の譲渡が完了した場合は、4事業年度を対象として、合計152百万円（うち当社分109.8百万円）となります。</p>

<p>③本信託から対象取締役等に交付等がなされる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数の上限および当社株式の取得方法（下記(2)および(3)のとおり。）</p>	<p>(イ) 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない (ロ) 対象取締役等に付与される1年あたりのポイントの上限は、21,800ポイント（うち当社の取締役等に付与されるポイントの上限は13,862ポイント）（※4） (ハ) 対象取締役等に付与される1年あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式の総数（平成29年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.1%（※5） (※4) 本株主総会開催日までに日本ピザハット株式会社株式の譲渡が完了した場合は、1年あたりのポイントの上限は19,452ポイント（うち当社の取締役等に付与されるポイントの上限は13,862ポイント）となります。 (※5) 本株主総会開催日までに日本ピザハット株式会社株式の譲渡が完了した場合は、約0.08%となります。</p>
<p>④業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）</p>	<p>・ 毎年の親会社株主に帰属する当期純利益（連結）等に応じて変動</p>
<p>⑤対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）</p>	<p>・ 対象取締役等の退任時</p>

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、本(2)第3段落の信託期間の延長が行われた場合も含め、原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する3事業年度を対象とします（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）。ただし、現在、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であるところ、当該中期経営計画の残存期間を当初対象期間に含めるため、本年度から実施する本制度の当初の対象期間については、平成30年3月31日で終了する事業年度から、平成33年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度とします（以下「当初対象期間」という。）。

当社は、対象期間ごとに82.4百万円（当初対象期間については109.8百万円）を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役等への報酬として拠出する金員と併せて（各対象子会社が拠出する金員の総額は対象期間ごとに45.15百万円を上限とする。ただし、当初対象期間については60.2百万円を上限とする。なお、本株主総会開催日までに日本ピザハット株式会社株式の譲渡が完了した場合の各対象子会社が拠出する金員の総額は対象期間ごとに31.7百万円を上限とし、当初対象期間については42.2百万円を上限する。）、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間（当初の対象期間については4年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）

します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、82.4百万円の範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、82.4百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する株式交付ポイントの付与は行われませんが、当該対象取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。

(3) 対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日時点で対象取締役等として在任した者を対象として、同年3月31日で終了する事業年度（初回は平成30年3月31日で終了する事業年度。）における親会社株主に帰属する当期純利益（連結）および役位等に応じて、対象会社ごとに、一定のポイントが付与されます※1。対象取締役等の退任時（退任には、海外赴任により対象取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、当該対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

※1 付与ポイント = 役位別株式報酬額※2 ÷ 各対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切捨て）

※2 役位別株式報酬額は、ポイント付与日の直前の3月31日で終了する事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益（連結）および当該事業年度における役位に基づいて算定されます。

当社の取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は13,862ポイントを上限とします（対象取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は21,800ポイントを上限とします※3。）。

※3 本株主総会開催日までに日本ピザハット株式会社株式の譲渡が完了した場合は、対象取締役等に付与される1年あたりのポイントの上限は19,452ポイントとなります。

(4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該ポイントの70% (単元未満株式は切捨て) の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

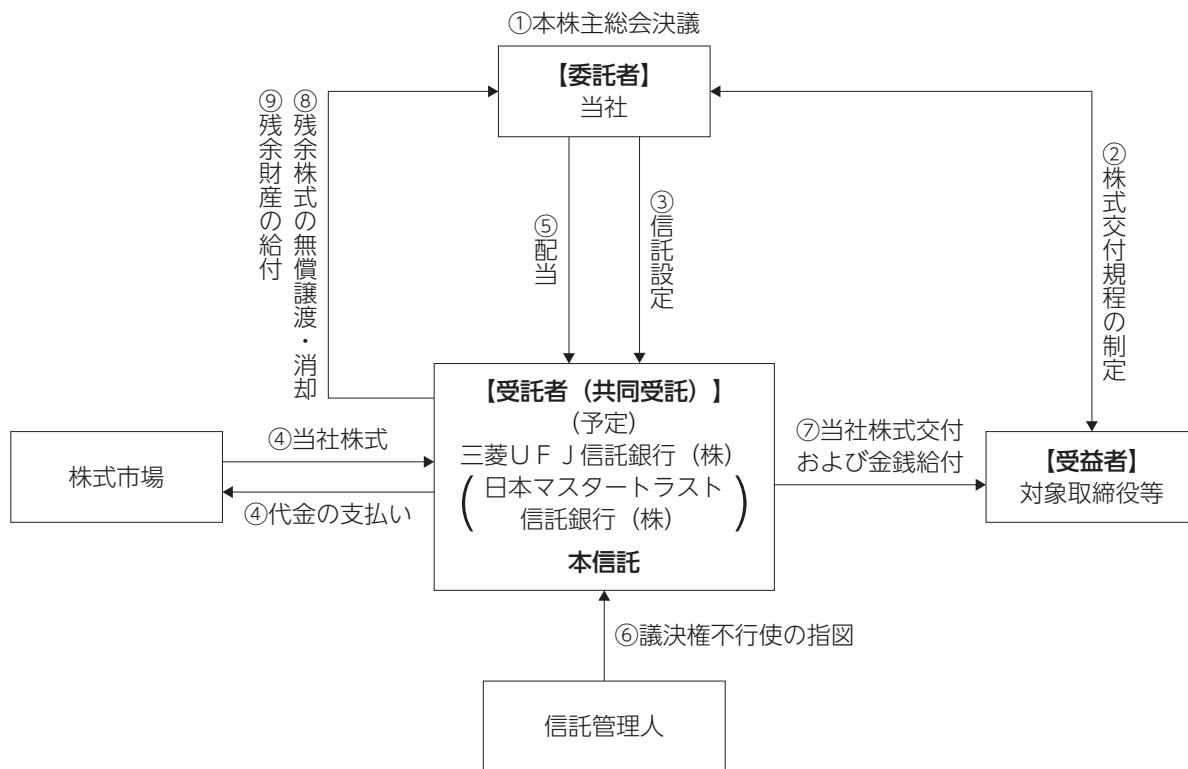
(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

《ご参考》
本制度の概要



- ①対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会で本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出します。当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会の承認決議の範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、対象会社ごとに拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当を行います。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、当社の毎事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益（連結）および対象会社での役位に応じて、毎年、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等は、対象取締役等の退任後に、累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株式数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価された換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に対象取締役等について定められる累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、各対象会社の承認決議の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額3千4百万円を支給したいと存じます。

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の賞与に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、妥当であると判断しております。

なお、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する支給金額については、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

《ご参考》

当社の役員報酬に関する基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、平成28年6月17日開催の第47期定時株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、役位、役割、会社業績等を総合的に勘案し決定しております。またその手続き、計算結果につきましては、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会で決定しており、透明性は担保されております。監査等委員である取締役の報酬は、平成28年6月17日開催の第47期定時株主総会において決議された監査等委員である取締役報酬総額の限度内で、役割等を勘案し、監査等委員である取締役の協議で決定しております。なお、退職慰労金はすでに廃止しております。

以上

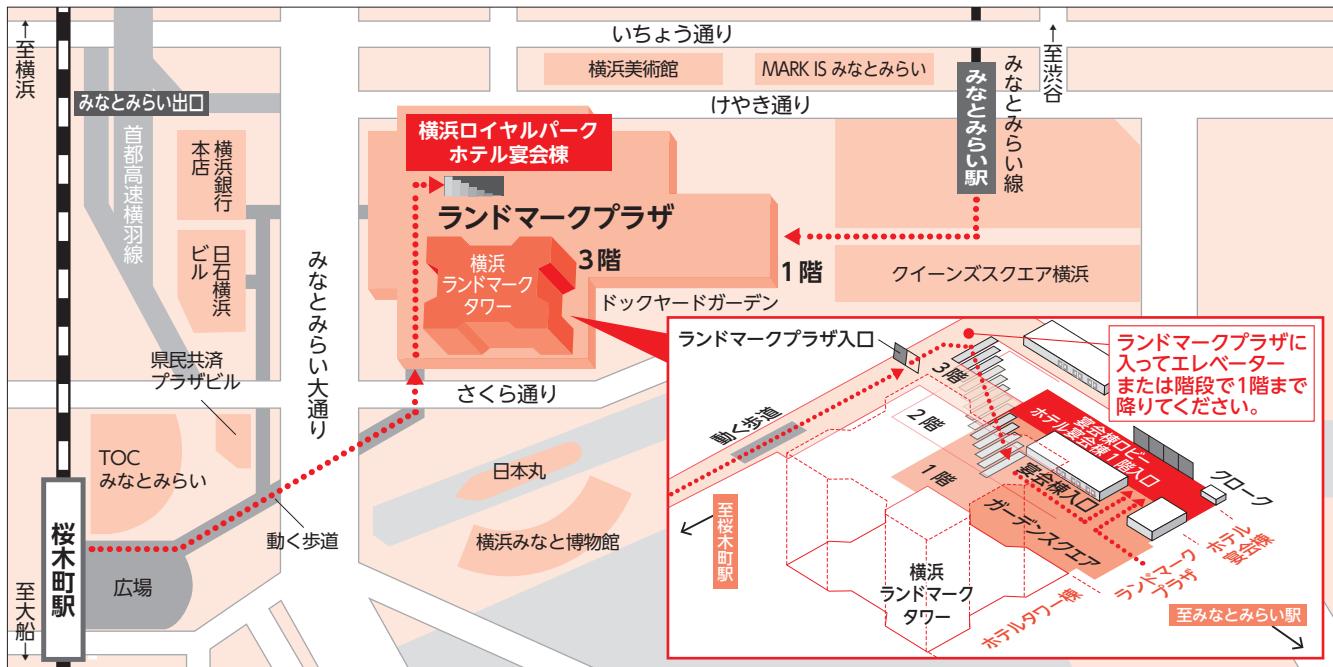
定時株主総会会場 ご案内図

日時 平成29年6月27日(火曜日)午前10時 (受付開始は午前9時を予定しております。)

会場 横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟 (3階) 「鳳翔の間」

※ホテル宴会棟1階入口からお入り願います。

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3 TEL 045-221-1111(代表)



交通

- JR根岸線、市営地下鉄線

「桜木町駅」下車 徒歩約8分

- みなとみらい線

「みなとみらい駅」下車 徒歩約5分

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、電車等の公共交通機関をご利用ください。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産・懇親会のご用意はございません。

桜木町駅よりお越しの方

ランドマークプラザからお入りください。

進行方向に向かって右側のエレベーターか階段で1階の「ガーデンズスクエア」へお越しいただき、左側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。

みなとみらい駅よりお越しの方

みなとみらい駅より、ランドマークプラザ1階の「ガーデンズスクエア」へお越しください。進行方向に向かって右側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。